

3 計画の施策の体系について

子ども・子育て支援事業計画 計画の体系

基本理念	子どもが笑顔で健やかに成長できるまち枚方
------	----------------------

基本方向	施策目標	推進方向	対象者
一．子どもの人権・子どもの最善の利益が尊重されるまちづくり	1. 子どもの人権擁護の推進	1-(1) 人権教育の推進	妊 乳 児 生
		1-(2) 子どもへの虐待のないまちづくりの推進	乳 児 生
		1-(3) いじめに対する取り組みの推進	乳 児 生
		1-(4) 不登校に対する取り組みの推進	乳 児 生
		1-(5) 非行等の問題行動対策の推進	児 生
	2. 子どもの貧困問題に対する施策の総合的な推進	2-(1) 子どもの貧困対策の総合的な推進体制の整備	妊 乳 児 生
		2-(2) 子どもの心身の健康を確保できる環境の充実	妊 乳 児 生
		2-(3) 子どもの学習と就学の支援	乳 児 生
		2-(4) 保護者の就労と相談支援	妊 乳 児 生
		2-(5) 子育てに対する経済的支援	妊 乳 児 生
二．子どもの生きる力と個性を育むまちづくり	3. 子どもの生きる力を育む環境の整備	3-(1) 幼児期の教育・保育の質の向上	乳
		3-(2) 小学校教育への円滑な接続の推進	乳 児
		3-(3) 豊かな心の育成の推進	乳 児 生
		3-(4) 確かな学力と健やかな身体を育む環境の充実・向上	乳 児 生
		3-(5) 食育の推進	妊 乳 児 生
		3-(6) 障害のある子ども等への支援の充実	妊 乳 児 生
	4. 子どもの個性や創造性を育む環境の整備	4-(1) 子どもの居場所づくりの推進	乳 児 生
		4-(2) 子どものスポーツ活動の推進	乳 児 生
		4-(3) 子どもの文化芸術活動の支援	乳 児 生
		4-(4) 子どもの国内外交流の推進	乳 児 生
		4-(5) 子どもの社会的活動の推進	乳 児 生
4-(6) 子どもに身近な自然環境の保全と環境教育の推進		乳 児 生	

基本方向	施策目標	推進方向	対象者
目、子どもを安心して生み育てることができるまちづくり	5. 子育て家庭にやさしい安全・安心なまちづくりの推進	5-(1) 妊娠・出産・子育て期の健康づくりへの支援	妊 乳 児
		5-(2) 子どもへの医療対策の充実	妊 乳 児 生
		5-(3) ひとり親家庭の自立支援	妊 乳 児 生
		5-(4) 安全・安心に子育てできる生活環境の整備	妊 乳 児 生
		5-(5) 外国籍の子ども等※への支援	妊 乳 児 生
	6. 地域における子育ての相談・支援	6-(1) 子育てに関する相談体制の充実	妊 乳 児 生
		6-(2) 子育てに対する支援体制の充実	妊 乳 児 生
		6-(3) 子育てに関する適切な情報提供の推進	妊 乳 児 生
		6-(4) 子育て中の社会参加支援	乳 児
	7. 子育てと仕事の両立支援	7-(1) 多様な保育サービスの充実	乳
		7-(2) 放課後児童対策の充実	児
		7-(3) 男女共同子育ての推進	妊 乳 児 生

※「外国籍の子ども等」…本人が外国籍である、日本で生まれ育ったが家族に外国籍の人がいる、日本国籍であるが長く外国に居住していた等の理由で、日本と異なる言語、文化、慣習のなかで育ってきた子どもを総称する言葉として用いています。

対象者凡例： 妊 妊産婦 乳 乳幼児 児 児童（小学生） 生 生徒（中学生以上）

子ども・若者育成計画（第2期）計画の体系

基本理念

子ども・若者の社会性を育み、自立を支援する

基本方向Ⅰ

困難を有する子ども・若者とその家族に情報を届け、相談・支援につながる仕組みの強化

施策目標

- 1 地域・関係機関が連携して本人や家族に情報を届ける体制の確立
- 2 相談体制の充実

施策の推進方向

- (1) 情報を届け相談・支援につながる仕組みの強化
- (2) 本人や家族の視点に立った情報の発信
- (1) 重層的な支援に対応できる相談体制の充実
- (2) 各種事例に対応できる相談体制の構築
- (3) 家族を対象とした相談支援の充実

基本方向Ⅱ

困難を有する子ども・若者の自立に向けた支援体制の確立

施策目標

- 3 子ども・若者や家族等の居場所づくりの推進
- 4 就労支援の推進と定着・安定的就労に向けた支援の充実
- 5 ひきこもり予防としての不登校対策、中退予防の推進

施策の推進方向

- (1) 子ども・若者がつながる居場所づくりの推進
- (2) 社会参加を促すプログラムの充実
- (3) 家族を支える居場所としての家族会の充実
- (1) 多様な就労支援・体験プログラムの実施
- (2) 個人の特性に適した就職支援と職場開拓の推進
- (3) 安定的就労のための継続的な支援の推進
- (1) 義務教育期間における不登校対策の推進
- (2) 高等学校以降における不登校対策、中退予防の推進

基本方向Ⅲ

子ども・若者とその家族を社会全体で育む環境づくり

施策目標

- 6 子ども・若者とその家族を社会で支える環境の整備
- 7 多様な関係機関による支援ネットワークの構築

施策の推進方向

- (1) ひきこもり等への正しい理解の促進
- (2) さまざまな人とのふれあいの中で多様な体験ができる機会づくり
- (3) キャリア教育・職業教育の推進
- (4) メンタルヘルスケアの必要性の啓発
- (1) 切れ目のない支援を行うためのネットワークの構築

第4次ひとり親家庭等自立促進計画の体系

<基本理念>

ひとり親家庭等の誰もがいきいきと希望を持って暮らせるまち

<基本的な視点>

①ひとり親家庭等の人権の尊重

②積極的な情報提供と早期からの包括的な相談支援

③ひとり親家庭等の生活の安定と向上

④子どもの健やかな育ち

<施策目標>

<施策の推進方向>

1. 子ども・子育て支援、
生活支援の推進

- (1) 子育て環境の充実
- (2) 子育て相談の充実
- (3) 生活支援の推進
- (4) 子どもの育ちへの支援の充実

2. 就業支援の推進

- (1) 能力開発、ライフプランニングのための支援の充実
- (2) 職業紹介機関等との連携の強化
- (3) 就業機会創出のための支援の推進
- (4) 就労環境の整備及び雇用確保に向けた啓発

3. 養育費の確保及び面会
交流の支援

- (1) 養育費確保に向けた相談支援体制の充実
- (2) 養育費確保に係る広報・啓発活動の推進及び情報提供の充実
- (3) 面会交流に向けた支援の実施

4. 経済的支援の充実

- (1) 経済的援助の実施
- (2) 経済的負担の軽減
- (3) 経済的支援に関する情報提供の充実

5. ひとり親家庭等を支える
環境の充実

- (1) 関係機関との連携等による積極的な情報提供及び相談支援体制の充実
- (2) 当事者同士や親子の交流、地域とのつながりづくりの支援
- (3) 緊急時等の迅速な対応を見据えた支援体制の整備
- (4) ひとり親家庭等に対するあらゆる差別・偏見の解消